

個人情報の第三者への提供について

個人情報保護法では、個人情報の第三者への提供には原則として事前に本人の同意が必要となっておりますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、又は事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておき、被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の3項目につきましては予め同意が得られているものとして従来通りの業務を実施いたしますが、利用目的に同意しがたいものがある場合には、その事項について本人の同意を得よう当組合に求めることができますので、被保険者番号、氏名、同意できない項目等を記載した書面にて当組合までお申し出ください。また、その申出を変更することも可能です。お申し出がない場合には同意いただいたものとさせていただきます。

黙示の同意があったものとして実施する業務は以下のとおりです。

- ① 高額療養費を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること
- ② 付加給付を本人の申請に基づかず事業主経由で支給すること
- ③ 医療費通知を世帯ごとにまとめて被保険者本人に行うこと

また、個人情報の第三者提供に関して次の4項目については例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障をきたす恐れがあるとき